

特集2 台湾における司法改革と人権の現況

台湾弁護士連合会 (Taiwan Bar Association) の 調査訪問団を迎えて

矢口 俊昭
(本法学研究科教授)

2008年8月初旬、30年来の台湾の友人で研究仲間の一人から、一通のメールが届いた。台湾弁護士連合会で調査団を結成し、東京に調査に行く計画があり、その際に法曹養成の教育機関となっている法科大学院の実情なども調査に加えたいとのことであった。ついては、神奈川大学大学院の法科大学院を訪問し、調査と意見交換を行いたいとの申し出があった。

このような要請を受け、本学として台湾の弁護士と接する大変稀有で貴重な経験の機会と認識し、またこの機会に台湾の法曹養成をはじめ法状況なども知ることであれば有意義と考え、大学院として調査団を受け入れることと直ちに決定し、学長にこの旨伝えると、学長も賛成の意を示され、大学として歓迎することとなり、貴重な交流の機会をもつことができた。学長の速やかな決定と協力に感謝する次第である。

以下今回の交流について簡単に報告することとする。調査団は連合会理事長の林永發氏を団長とした、総勢18名からなり、日本弁護士連合会などへは独自に調査に行き、本学においては専ら法曹養成制度としての法科大学院の設立の経緯、特色、教育、司法試験そして現状などが調査の対象とされた。本学の教員も実務家教員を含め7名が議論に参加した。対象は非常に幅広く3時間弱の時間ではすべてにわたって、十分に説明し、かつ意見交換をすることは難しく、残念ながら少なからず不満が残るところとなった。事前に、後掲の質問事項をまとめた文書をいただいていたので、まず、それに沿って

本学のほうから簡単に説明し、その上で意見交換を行うという形をとった。意見交換は大変活発に行われ、議論が沸騰する点もいくつかみられた。

台湾においても司法制度改革は進行中とのことだが、その中のひとつに当然ながら法曹養成制度をどのようにするか、という問題は数えられる。そして、その選択肢の一つとして、また、ロー・スクールあるいは法科大学院制度の導入が議論の俎上に上っているとのことである。そこで、勢い日本で導入されたこの制度の現況についての質問が多く出された。例えば、法科大学院の設立で法学部を始め学部段階での変化はあったか、司法試験予備校はどうなったか、法科大学院の教育は法学部のそれと比較してどう変わったか、法科大学院の教員の資格は何かあるのか、実務家教員と研究者教員の比率や役割分担はどうなっているかなどである。

制度的な説明をしたうえで、法科大学院制度および本法学研究科が抱える問題点について率直に意見を述べたところ、多くの点で理解・共感を得たと思われる。特に、法科大学院のめざす教育、すなわち単に司法試験のためだけではない質の高い法曹養成のための教育の難しさについては意見の一致をみるばかりでなく、大いに議論がなされた。われわれとしても議論の過程で、教育の実情を客観化でき、かつ厳しい意見も拝聴し、貴重な体験をした。

調査と意見交換のあと、本法科大学院の施設を見学いただき、その後に懇親会をもった。こ

ここでは更なる議論もあったが、横浜弁護士会副会長である川島俊郎先生もご参加いただき、和やかなうちに交流が図られた。

このような活発な意見交換ができたのは言葉の壁を越えるのに大いに貢献された陳秀峯先生のおかげが大きい。彼女は意見を大変正確・的確に通訳するという、難事業を一人ですべてこなされた。まさに、八面六臂の大活躍である。改めて、彼女のご苦勞を労うと同時に今回の交流の立役者として心よりお礼を申し上げて、報告とする。

質問事項

一. 法科大学院制度の設立・発展の経緯

1. 設立の目的
2. 設立にあたり反対者はあったか。その理由はそしてその後は
3. 日弁連は実施前に、この制度の採用について、どう考えていたか
4. 法科大学院が設立された後、司法試験予備校の数も減少してきたか
5. 法学大学院の入学のための予備校があるか
6. 法務博士という学位名の経緯とその意味は

二. 法科大学院の入学定員

1. 全国の法科大学院の定員総数の妥当性は
2. 外国人も入学できるか

三. 法学研究科の現状

1. 法学研究科入学生の人数の変化は

2. 法学研究科卒業生の進路の変化は
3. 法学研究科或いは法学部を廃止する可能性があるか

四. 法科大学院の教育方針

1. 授業の内容は法学研究科と比べれば、どのような差異があるか
2. 法科大学院の学生と法学研究科の学生は同じ授業に出る可能性があるか
3. 法科大学院の予備校化の恐れがあるか
4. 教員の資格
5. 実務家教員と研究者教員の割合
6. 卒業生は論文を提出する必要があるか
7. 法科大学院修了者と法学部卒業生の進路の差異
8. 司法試験不合格者の将来に対する配慮

五. 新旧司法試験について

1. 何時旧司法試験が廃止されるか
2. 旧司法試験の受験生の資格
3. 新旧司法試験の出題の差異および評価方法の差異など
4. 受験回数制限の理由

六. 司法修習制度の変化

1. 新旧司法修習制度の差異
2. 何処で修習が行われるか。修習の段階は
3. 修習時に給料が貰えるか。どこから貰えるか
4. 修習の成績はどのように判定され、どう影響するか
5. 新制度に基づき、誕生した弁護士、裁判官、検事に対する評価